

○大型車講習等の実施に関する規程

平成6年5月10日

公安委員会規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項の規定に基づき、同条第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に規定する講習の委託（以下「委託講習」という。）を適正に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

本条…一部改正〔平成8.8公委規程4〕、全部改正〔平成19.5公委規程1〕

(委託講習の実施場所)

第2条 講習は、佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が委託した自動車教習所において行う。

本条…一部改正〔平成20.5公委規程1、23.3公委規程1、24.3公委規程1、29.3公委規程1〕

(委託講習の講習科目等)

第3条 委託講習の講習科目及び講習時間等は、別表1のとおりとする。

本条…一部改正〔平成19.5公委規程1〕

(委託講習の受講対象者)

第4条 委託講習の受講対象者は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6に該当しない者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとするものとする。

2 委託講習の受講対象者への受講通知は、公安委員会が当該免許試験合格者に対して大型車講習等受講通知書（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

本条…一部改正〔平成8.8公委規程4、19.5公委規程1、24.3公委規程1、29.3公委規程1〕

第5条 削除

〔平成8.8公委規程4〕

(委託の契約)

第6条 法第108条の2第3項の規定により、委託講習の実施を委託する場合には、次の事項等を内容とする委託契約によって行うものとする。

(1) 委託講習の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、委託講習の実施に当たっては第3条に定めた講習の講習科目及び講習時間によるほか、警察本部交通部運転免許課長（以下「課長」という。）の随時の指示に従うとともに、次のことに基づき実施すること。

ア 委託講習は、資格認定を受け、かつ、適格性を有する講習指導員に行わせるとともに、講習指導員に対し随時必要な研修を受けさせること。

イ 講習指導員が、運転免許の取消し又はその効力の停止等の処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し又は必要な期間その者の業務を停止すること。

(2) 委託講習が前号に従って行われないうち、又は委託契約の条項に著しく反する行為があったときは、直ちに委託講習の契約を解約できるものとする。

本条…一部改正〔平成20.5公委規程1、23.3公委規程1、29.3公委規程1〕

（講習指導員の要件）

第7条 受託者は、次の各号に掲げる講習の実施に当たっては、当該各号に定める要件のいずれかを有する者に行わせなければならない。

(1) 大型車講習（法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、大型免許に係る講習をいう。以下同じ。）

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型免許に係るものに限る。）の交付を受けている者

イ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第5条第1項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として都道府県公安委員会が認めるものを修了した次の者

（ア） 道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条に規定するみなし教習指導員（以下「みなし教習指導員」という。）のうち、同法による改正前の道路交通法（以下「平成5年改正前の法」という。）第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

（イ） 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）による改正前の道路交通法（以下「平成16年改正前の法」という。）第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型免許に係るものに限る。）の交付を受けている者

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第

1号。以下「届出規則」という。)第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程(以下「届出自動車教習所指導員研修課程」という。)で大型免許に係るものを修了した者であって、同号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(2) 中型車講習(法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、中型免許に係る講習をいう。以下同じ。)

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(中型免許に係るものに限る。)の交付を受けている者

イ みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(中型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(3) 準中型車講習(法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、準中型免許に係る講習をいう。以下同じ。)

ア 道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下「平成27年改正法」という。)による改正後の道路交通法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(準中型免許に係るものに限る。)の交付を受けている者

イ 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第258号)附則第4条第1項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修を修了した者であって、平成27年改正法による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(中型免許に係るものに限る。)の交付を受けているもの

ウ 平成27年改正法による改正後の道路交通法第99条の3第4項第1号に該当する者(準中型免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(4) 普通車講習(法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、普通免許に係る講習をいう。以下同じ。)

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(普通免許に係るものに限る。)の交付を受けている者

- イ みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
- ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
- (5) 大型二輪車講習（法第108条の2第1項第5号に規定する講習のうち、大型二輪免許に係る講習をいう。以下同じ。）
 - ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(大型二輪免許に係るものに限る。)の交付を受けている者
 - イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
- (6) 普通二輪車講習（法第108条の2第1項第5号に規定する講習のうち、普通二輪免許に係る講習をいう。以下同じ。）
 - ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(普通二輪免許に係るものに限る。)の交付を受けている者
 - イ みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
 - ウ 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則(平成8年国家公安委員会規則第9号)附則第9条の規定により、教習指導員資格者証（普通二輪免許に係るものに限る。）とみなされる教習指導員資格者証（自動二輪車に係るものに限る。）の交付を受けている者
 - エ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
- (7) 大型旅客車講習（法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、大型第二種免許に係る講習をいう。以下同じ。）
 - ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(大型第二種免許に係るものに限る。)の交付を受けている者
 - イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型第二種免許に係るものを修了した者であ

って、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
(8) 中型旅客車講習(法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、中型第二種免許に係る講習をいう。以下同じ。)

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(中型第二種免許に係るものに限る。)の交付を受けている者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(中型第二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(9) 普通旅客車講習(法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、普通第二種免許に係る講習をいう。以下同じ。)

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(普通第二種免許に係るものに限る。)の交付を受けている者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(普通第二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(10) 応急救護処置講習(法第108条の2第1項第8号に規定する講習をいう。以下同じ。)

公安委員会が行う応急救護処置に必要な能力を有する者を養成するための講習を受け、その課程を修了した者又は公安委員会が当該課程を修了したと認める能力を有する者

本条…一部改正〔平成8.8公委規程4、19.5公委規程1、29.3公委規程1〕

(講習の受講申請等)

第8条 委託講習を受けようとする者(以下「受講者」という。)は、講習受講申請書(別記様式第2号。以下「受講申請書」という。)に、佐賀県手数料条例(平成12年佐賀県条例第3号)別表第1第475号の2から第478号、第480号及び第480号の2までに規定する手数料を添えて、申請しなければならない。

2 前項の手数料は、佐賀県証紙条例(昭和39年佐賀県条例第19号)の定めるところにより納めなければならない。

3 受講申請書は、受託者を經由して公安委員会に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の受講申請書の受理に当たっては、受講申請書に記載の者であることを疎明する資料及び大型車講習等受講通知書、仮免許証等により受講者の確認をしなければならない。

本条…一部改正〔平成13.3公委規程4、19.5公委規程1、24.3公委規程1、29.3公委規程1〕

(講習終了証明書の交付等)

第9条 受託者は、委託講習を受講した者に対して、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第38条第16項の規定により当該講習終了証明書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別記様式第22の10の2から第22の10の6の2までの講習終了証明書をいう。以下同じ。)を交付するものとする。

- 2 講習終了証明書の交付番号は、暦年別とし、講習終了証明書発行順に一連番号を付すこととする。
- 3 講習終了証明書の受払いは、講習終了証明書受払い簿(別記様式第3号)により、その受払いを明らかにしておかねばならない。
- 4 講習を受講した者が、講習終了証明書を紛失し、又は、汚損したときは、受託者に講習終了証明書再交付申請書(別記様式第4号)を提出し、当該終了証明書の再交付を受けるものとする。
- 5 受託者は、講習終了証明書再交付申請を受理した場合は、講習終了証明書の上部右余白に再交付と朱書し、交付するものとする。

本条…一部改正〔平成13.3公委規程4、29.3公委規程1〕

(講習実施結果の報告)

第10条 受託者は、委託講習終了後、速やかに講習実施結果報告書(別記様式第5号、第6号、第7号及び第8号)を課長を経由し公安委員会に提出するものとする。

本条…一部改正〔平成8.8公委規程4、20.5公委規程1、23.3公委規程1、29.3公委規程1〕

(指導監督)

第11条 課長は、委託講習を委託する場合において、受託者に対し、必要な指導監督を行わなければならないものとする。

- 2 前項の指導監督を行う場合に必要があると認めるときは、受託者に対し事情を聴取し、又は、関係帳簿、書類等の提出を求めることができるものとする。

本条…一部改正〔平成20.5公委規程1、23.3公委規程1〕

(月間報告)

第12条 受託者は、翌月の5日までに、毎月分の講習の実施結果を別記様式第9号、第10号、第11号及び第12号により課長を経由して公安委員会に報告しなければならない。

本条…一部改正〔平成8.8公委規程4、20.5公委規程1、23.3公委規程1、29.3公委規程1〕

(文書の保存期間等)

第13条 この規程に定める様式及び保存期間は、別表2のとおりとする。

本条…一部改正〔平成19.5公委規程1〕

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

本条…全部改正〔平成19.5公委規程1〕

附 則

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成8年8月21日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月30日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則 (平成20年5月29日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (令和元年12月10日公安委員会規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表1 委託講習の講習科目、講習時間等

本表…全部改正〔平成29.3公委規程1〕、一部改正〔令和元.12公委規程2〕

1 大型車講習及び中型車講習の講習科目、講習時間等

事 方	講習科目	講習細目	講習内容	時
-----	------	------	------	---

項式				間	
危険を予測した運転	1	貨物自動車の特性を理解した運転	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転 	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
	2	危険を予測した運転	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方 	○ 大型自動車及び中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。	1
	3	危険予測ディスカッション	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動 	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
悪条件	4	夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されること、その他交通の状況を視覚により認知すること	1

下 で の 運 転		(2) 夜間における 道路交通に係る情 報のとらえ方 (3) 夜間における 運転の仕方	が困難になることを理解させ、 そのような状況下における視 界確保の方法や安全な運転能 力を養わせる。	
	5 悪条件下での運 転	(1) 積雪、凍結道路 の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂 塵等で視界不良の 場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下で の運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条 件下で、適切に対応できる能力 及び安全に運転することがで きる限界を見極め、時には運転 を中止するという判断能力を 養わせる。	
				合計 4

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 準中型車講習の講習科目、講習時間等

(1) 準中型自動車を使用した講習

事 項	方 式	講習科目	講習細目	講習内容	時 間
危 険 を 予 測 し た 運 転	実 技	1 貨物自動車の特 性を理解した運転	(1) 運転操作が貨 物に与える影響を 理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、 転落防止等を理解 した運転 (3) 荷重が運転操 作に与える影響を 理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影 響及び荷重が運転操作に与え る影響を理解させ、これを念頭 においた適切な速度と滑らか な運転ができる能力を養わせ る。	1
		2 危険を予測した 運転	(1) 危険要因のと らえ方	○ 準中型自動車に係る他の交 通との関わりにおける危険性	1

			<p>(2) 起こり得る危険の予測</p> <p>(3) 危険の少ない運転行動の選び方</p> <p>(4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方</p>	<p>を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。</p> <p>○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡(ワイドミラー及び補助ミラー)の取付方法及び使用方法を理解させた上、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。</p>		
討 議	3	危険予測ディスプレイ カッション	<p>(1) 危険予測の重要性</p> <p>(2) 走行中の危険場面</p> <p>(3) 起こり得る危険の予測</p> <p>(4) より危険の少ない運転行動</p>	<p>○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。</p> <p>○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。</p>	1	
悪 条 件 下 で 運 転	実 技	4	夜間の運転	<p>(1) 夜間における運転視界の確保の仕方</p> <p>(2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方</p> <p>(3) 夜間における運転の仕方</p>	<p>○ 夜間対向車の灯火により眩惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。</p>	1

	5	悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。		
					合計	4

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

(2) 普通自動車を使用した講習（現に普通免許を受けていない者に限る。）

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとりえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡(ワイドミラー及び補助ミラー)の取付方法及び使用方法を理解させた上、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測	1

			場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。		
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1	
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1	
					合計	4

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

3 普通車講習の講習科目、講習時間等

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険	実	1 危険を予測した	(1) 危険要因のと	○ 危険場面を含む路上の実車	1

危険を予測した運転	技	運転	<p>らえ方</p> <p>(2) 起こり得る危険の予測</p> <p>(3) より危険の少ない運転行動の選び方</p>	<p>走行により、危険予測能力を養わせる。</p> <p>○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡(ワイドミラー及び補助ミラー)の取付方法及び使用方法を理解させた上、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。</p>
	討議	2 危険予測ディスプレイ	<p>(1) 危険予測の重要性</p> <p>(2) 走行中の危険場面</p> <p>(3) 起こり得る危険の予測</p> <p>(4) より危険の少ない運転行動</p>	<p>○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。</p> <p>○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。</p>
	高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	<p>(1) 高速道路利用上の心得</p> <p>(2) 走行計画の立て方</p> <p>(3) 本線車道への進入</p> <p>(4) 本線車道での走行</p>

		(5) 本線車道からの離脱			
実技	4	高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
				合計	4

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

4 大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目、講習時間等

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 運転シミュレーターにより模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を養わせる。	1
討議・講義	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 [運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。]	1
	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人	

		(2) 二人乗りの運転特性	乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。		
実技・実車	4	ケース・スタディ (交差点)	特徴的事故の危険に対応した走行 ・ 直進する場合 ・ 右折する場合 ・ 左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。 [運転シミュレーターを用いて行うことができる。]	1
	5	交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追い越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。 ○ 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。 ○ 追い越し及び追い越され方について理解させる。 ○ 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。 ○ 受講者自ら走行コースを設定し、道路や交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。	
				合計	3

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

5 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目、講習時間等

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとりえ方 (2) 起こり得る危	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識さ	2

予測した運転			<p>険の予測</p> <p>(3) 危険の少ない運転行動の選び方</p>	<p>せながら、的確な危険予測能力及び危険回避能力を養わせる。</p>	
討議	2	危険予測ディスプレイ	<p>(1) 危険予測の重要性</p> <p>(2) 走行中の危険場面</p> <p>(3) 起こり得る危険の予測</p> <p>(4) より危険の少ない運転行動</p>	<p>○ 直前に行った実技における危険場面等を踏まえ、旅客を安全に輸送するための意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。</p>	1
夜間の運転	実技	3 夜間の運転	<p>(1) 夜間における運転視界の確保の仕方</p> <p>(2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方</p> <p>(3) 夜間における運転の仕方</p>	<p>○ 旅客輸送を想定し、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難なることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。</p>	1
悪条件下での運転	実技	4 悪条件下での運転	<p>(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方</p> <p>(2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方</p> <p>(3) 豪雨、強風下での運転の仕方</p> <p>(4) 道路冠水の場合の措置</p>	<p>○ 旅客輸送を想定し、凍結の状態にある路面での走行など、自然環境下における様々な悪条件を体感させ、それに伴う的確な危険予測及び危険回避能力を養わせる。</p>	1
身体障害	実習	5 身体障害者等への対応	<p>(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応</p>	<p>○ 子供、高齢者及び身体障害者等の特性を理解させ、道路における危険予測・危険回避能力を</p>	1

害者等への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・幼児の保護 ・ 高齢者の保護 ・ 子供や高齢者が事故に遭いやすい場所における保護 ・ 高齢者等の乗車時等の対応 	養わせる。 ○ 旅客となり得る身体障害者等の特性を理解させ、様々な障害に対応した介助方法を習得させる。	
		(2) 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者の保護 ・ 身体障害者の乗降時の対応 		
			合計	6

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

6 第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目、講習時間等

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	

		(3) 感染対策 (4) その他の留意事項	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。
	4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫（心臓マッサージ） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。
実技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。2
	6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察（意識） (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察（呼吸） (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (6) 気道確保	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで約

	(7) 人工呼吸 (8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸（循環） (9) 気道異物除去 (10) 止血法	1分間実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。 ○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。 ○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
7	まとめ	訓練の継続の実行と大切さ	
		合計	3

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

7 第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目、講習時間等

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観	

		(2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	点から指導する。	
3	救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
4	具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
5	各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	1
6	まとめ	訓練の継続と実行の大切さ		
実技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1

	運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合		
8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	○ 回復体位を重点的に指導する。	
9 心肺蘇生	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫(心臓マッサージ) (4) 気道確保と人工呼吸	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100~120回のテンポで約1分間実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100~120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	2
10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
11 止血法	(1) 出血の観察	○ 直接圧迫が効果的であること	

	(2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の止血 (5) 効果的な止血法	について指導する。	
12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1
13 固定法			
			合計 6

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表 2 (第13条関係)

本表…全部改正〔平成29.3公委規程1〕

文書の保存期間等

様式番号	文書名	保存期間
別記様式第1号	大型車講習等受講通知書	—
別記様式第2号	講習受講申請書	5年
別記様式第3号	講習終了証明書受払い簿	2年
別記様式第4号	講習終了証明書再交付申請書	2年
別記様式第5号	大型車・中型車・準中型車・普通車講習実施結果報告書	2年
別記様式第6号	大型二輪車・普通二輪車講習実施結果報告書	2年
別記様式第7号	大型・中型・普通旅客車講習実施結果報告書	2年
別記様式第8号	応急救護処置講習（一種・二種）実施結果報告書	2年
別記様式第9号	大型車・中型車・準中型車・普通車講習実施結果表	2年
別記様式第10号	大型二輪車・普通二輪車講習実施結果表	2年
別記様式第11号	大型・中型・普通旅客車講習実施結果表	2年
別記様式第12号	応急救護処置講習（一種・二種）実施結果表	2年